

(參考資料 : 12)

建設副產物適正処理推進要綱

目次

建設副産物適正処理推進要綱	3
第1章 総則	3
第1 目的	3
第2 適用範囲	3
第3 用語の定義	3
第4 基本方針	4
第5 関係者の基本的責務	4
第2章 計画の作成等	4
第6 発注者による計画の作成、条件明示等	4
第7 元請業者による施工計画の作成等	5
第8 工事現場の管理体制	5
第9 元請業者の社内管理体制	5
第3章 建設発生土	5
第10 搬出の抑制	5
第11 工事間の利用の促進	5
第12 工事現場等における分別及び保管	5
第13 運搬	6
第14 受入地での埋立及び盛土	6
第15 排出の抑制	6
第16 工事現場等における分別及び保管	6
第17 処理の委託	6
第18 運搬	7
第19 再資源化及び減量化等	7
第20 最終処分	7
第21 解体廃棄物の取扱い	7
第22 コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊	8
第23 建設発生木材	8
第24 建設汚泥	8
第25 混合廃棄物	8
第26 廃石膏ボード等	8
第27 特別管理産業廃棄物	8
第28 特殊な廃棄物	9

建設副産物適正処理推進要綱

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、建設副産物が発生する建設工事に適用する。

第3 用語の定義

この要綱に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- 一 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- 二 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂をいう。
- 三 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規程する廃棄物に該当するものをいう。
- 四 「再生資源」とは、建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性があるもの（放射性物質及びこれに汚染されたものを除く。）をいう。
- 五 「再資源化」とは、建設副産物を建設工事等の資材、材料又は工業原料として利用できるようにする行為をいう。
- 六 「再利用」とは、建設副産物を再度利用すること（再資源化及び再資源化して利用することを含む。）をいう。
- 七 「減量化」とは、脱水、乾燥、焼却等の中間処理を行い、建設副産物の重量又は容積を減らすことをいう。
- 八 「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生の抑制並びに再利用、減量化及び適正な処理の推進を総称していう。
- 九 「再生資源利用計画」とは、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「リサイクル法」という。）に規定する建設資材を搬入する建設工事において、再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。
- 十 「再生資源利用促進計画」とは、リサイクル法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。
- 十一 「建設リサイクルガイドライン」とは、建設リサイクル推進に係る実施事項について（平成10年8月4日付、建設省技調発第167号、建設省経事発第22号、技術審議官通知）の定めるところにより、公共工事発注者の行うべき事項として、・建設副産物の発生の抑制、減量化、再資源化等の検討及び調整状況を定めた計画・設計段階におけるリサイクル計画書の作成、・計画案（計画及び設計方針）の作成時点の検討、・リサイクル状況の公表等についてまとめたものをいう。
- 十二 「リサイクル原則化ル - ル」とは、公共建設工事における再生資源の当面の運用について

(平成3年12月13日付、建設省技調発第267号、建設省営計発第97号、技術調査室長・営繕計画課長通知、平成4年12月25日一部改正)の定めるところにより、経済性にかかわらず、工事現場から一定の距離以内に他の建設工事又は再資源化施設がある場合において、再生資源の利用又は再資源化施設の活用を原則とする措置をいう。

十三 「発注者」とは、建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいう。

十四 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者をいう。

十五 「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った施工者をいう。

十六 「資材納入業者」とは、建設資材メ - カ - 、資材販売業者及び資材運搬業者を総称していう。

十七 「協力業者」とは、元請業者以外の施工者、資材納入業者並びに廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業を営む者をいう。

第4 基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- 一 建設副産物の発生の抑制に務めること。
- 二 発生した建設副産物については、再利用及び減量化に努めること。
- 三 再利用又は減量化できないものについては、適正な処理を行うこと。

第5 関係者の基本的責務

- 一 発注者は、建設工事の計画及び設計に当たっては、建設副産物の発生の抑制及び再利用の促進に努めるとともに、発注に当たっては建設副産物対策に必要な経費を計上しなければならない。
- 二 元請業者は、建設工事の施工に当たり、建設副産物を排出する事業者として、建設副産物対策を自ら適切に行うため、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備、協力業者への指導等を責任をもって行わなければならない。
- 三 協力業者は、建設工事の施工に当たり、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指導等に従わなければならない。

第2章 計画の作成等

第6 発注者による計画の作成、条件明示等

発注者は、建設工事の計画及び設計に当たっては、建設副産物の発生の抑制及び再利用の促進に配慮し、必要な調査の実施、適切な計画立案、設計の実施に務めなければならない。また、建設工事の発注に当たっては、計画・設計段階の検討結果及び適正処理に留意した処理方法を条件として明示するとともに、必要な経費を計上しなければならない。

明示した条件に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない。

また、公共工事の発注者にあつては、次の事項に留意しなければならない。

- 一 リサイクル法に規定する建設発生土、コンクリ - ト塊、アスファルト・コンクリ - ト塊及び建設発生木材については、リサイクル原則化ル - ルの徹底に務めること。また、建設汚泥及び建設混合廃棄物についても、リサイクル原則化ル - ルの適用に務めること。

二 建設リサイクルガイドラインに定められた事項の実施に務めること。

第7 元請業者による施工計画の作成等

元請業者は、次の事項に留意し、施工計画の作成等を行わなければならない。

- 一 施工に先立ち、必要な調査を行うとともに、契約に基づき、建設廃棄物の発生の抑制、再利用の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成すること。
- 二 施工計画に作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に務めること。
- 三 建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を1年間保管すること。

また、公共工事の発注者にあつては、建設リサイクルガイドラインに基づく計画の作成等に関し、元請業者を指導するよう務めなければならない。

第8 工事現場の管理体制

元請業者は、次の事項に留意し、工事現場の管理を適切に行わなければならない。

- 一 建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすること。
- 二 上記の責任者は、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について現場担当者の教育を十分行うとともに、協力業者にもこれを周知徹底すること。

また、公共工事の発注者にあつては、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

第9 元請業者の社内管理体制

元請業者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員及び協力業者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に務めなければならない。

第3章 建設発生土

第10 搬出の抑制

発注者及び施工者は、建設工事の施工に当たっては、建設発生土の現場内利用の促進、適切な工法の選択等により、その搬出量の抑制に務めなければならない。

第11 工事間の利用の促進

発注者及び元請業者は、建設発生土の土質確認を行い、他の工事現場における利用が促進されるよう建設発生土を必要とする他の工事現場と情報交換システム等を活用して連絡調整を行うとともに、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用を務めなければならない。

第12 工事現場等における分別及び保管

施工者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に務めなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

らない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講ずるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう務めなければならない。

第13 運搬

施工者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- 一 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に務めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- 二 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。

第14 受入地での埋立及び盛土

発注者及び元請業者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

第4章 建設廃棄物

第15 排出の抑制

発注者及び施工者は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生量の抑制を行うとともに、現場内での再利用及び脱水等の減量化を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出量の抑制に務めなければならない。

第16 工事現場等における分別及び保管

施工者は、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等に基づき、建設廃棄物の処理方法ごとに、以下の事項に留意し、工事現場等において分別及び保管を行わなければならない。

- 一 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。特に作業員等の生活に伴う廃棄物の分別を徹底すること。
- 二 安定型産業廃棄物及びそれ以外の産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物の分別に務めること。
- 三 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破碎等を行い、分別すること。
- 四 周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準を遵守し、適切に保管すること。

第17 処理の委託

元請業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

- 一 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。

- 二 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。
- 三 建設廃棄物の搬出に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、適正に管理すること。

第18 運搬

元請業者は、次に事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

- 一 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。
- 二 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に務めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- 三 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- 四 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと。

第19 再資源化及び減量化等

元請業者は、工事現場から排出する建設廃棄物については、次の事項に留意し、再資源化、減量化等に務めなければならない。

- 一 再資源化施設を活用すること。特に、リサイクル法に規定する指定副産物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、再資源化を促進すること。
- 二 再資源化が困難な産業廃棄物については、脱水、乾燥、焼却等を行う中間処理施設を活用すること。
- 三 現場において分別できなかった混合廃棄物については、再資源化の推進及び適正な処理の確保のため、選別設備を有する中間処理施設を活用すること。

第20 最終処分

元請業者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適正に埋立処分しなければならない。

第21 解体廃棄物の取扱い

発注者又は施工者は、解体工事に当たって、必要な調査を行い、解体工事に係る計画を作成するとともに、次の事項に留意し、解体工事の適切な実施並びに解体工事により発生する廃棄物の再資源化及び適正処理に務めなければならない。

- 一 発注者は、家具、家電製品等の存置物を解体工事に先立ち処理すること。
- 二 発注者は、解体工事に係る計画に基づき、必要な経費を計上すること。
- 三 元請業者は、解体工事を請け負わせ、解体廃棄物の処理を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約すること。
- 四 施工者は、特別管理廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別解体を行うとともに、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別解体に務めること。
- 五 施工者は、解体工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。

第5章 建設廃棄物ごとの留意事項

第22 コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊

- 一 コンクリート塊は、破碎し、再生骨材等として再利用の促進に務めなければならない。
- 二 アスファルト・コンクリート塊は、再生加熱アスファルト混合物等として再利用の促進に務めなければならない。

第23 建設発生木材

- 一 建設工事から発生する木くずは、産業廃棄物として取り扱い、チップ化、堆肥化等再利用の促進に務めなければならない。
- 二 使用済み型枠の再使用に務めなければならない。ただし、再使用できないものについては、元請業者の責任により適正に処理しなければならない。
- 三 工事現場から発生する伐採木、伐根等のうち再利用を促進することが困難なものは、施行計画等の策定時に適切な処理先を確保しなければならない。
- 四 CCA処理木材は有害物質を含有し、再利用することが困難であることから、他の廃棄物と区分して取り扱い、施行計画等の策定時に適切な処理先を確保しなければならない。

第24 建設汚泥

- 一 廃棄物処理法に規定する再生利用厚生大臣認定制度、再生利用個別指定制度等を積極的に活用し、再利用に務めなければならない。
- 二 処理又は改良された建設汚泥によって埋立又は盛土を行う場合は、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

第25 混合廃棄物

- 一 混合廃棄物については、選別等を行う中間処理施設を活用し、再利用の促進に務めなければならない。
- 二 安定型産業廃棄物以外の廃棄物を含む混合廃棄物については、中間処理施設において選別し、安定型産業廃棄物の熱しゃく減量を5%以下とする等、安定型処分場において埋立処分できるよう務めなければならない。

第26 廃石膏ボード等

- 一 新築時における石膏ボード端材、岩綿吸音板端材、グラスウール保温材端材、ALC板端材等は、広域再生利用厚生大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用し、再利用の促進に務めなければならない。特に、石膏ボード端材は、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別し、再利用の促進に務めなければならない。
- 二 解体工事に伴い排出される廃石膏ボードは、分別解体に務めなければならない。

第27 特別管理産業廃棄物

建設廃棄物のうち特別管理産業廃棄物に該当する飛散性アスベスト等は、廃棄物処理法に基づき、適正に処理しなければならない。

第 28 特殊な廃棄物

建設廃棄物のうち塗料等の付着した缶等は、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。